

局長訓示演説

諸君 現下署務多忙ノ時ナルニ拘ラス本日茲ニ諸君ヲ召集シタルモノ、主トシテ宅地地価修正事業ニ関シ本官ノ方針ヲ訓示シ、兼テ本事業ニ対スル諸君ノ腹案ヲ聴カムト欲スルニアリト雖、今ヤ恰モ年度ノ初ナルヲ以テ一般稅政執行ノ方針ニ関シ併セテ一場ノ訓示ヲナスモ、亦敢テ無用ナラサルヲ信ス

抑モ稅務行政ハ國民ノ休戚國家ノ消長ニ最モ直接至大ノ關係ヲ有スルカ故ニ、從來反覆訓示シタルカ如ク、稅務執行ニ當リテハ周到適実ヲ図リ負担ニ偏輕偏重ノ患ナカラシムルコトヲ期セサルヘカラス

幸ニ諸君ノ慎重ナル注意ト忠実ナル励精トニ因リテ能ク円満ナル執行ヲ見ルヲ得タルハ、本官ノ深く満足トスル所ナリト雖、惟フニ現時ノ稅制ハ或ハ戰時惶懼ノ際ニ制定セラレ、或ハ諸般經濟事情ノ變遷ヨリシテ必スシモ國民負担ノ衡平ヲ得タリト言フ可カラサルモノアリ、即チ這般諸稅法ノ整理改善ヲ行ハレタル所以ナルカ故ニ、改正稅法ノ執行ニ當リテハ克ク這般ノ主旨ヲ愆ラサル事ヲ期セサルヘカラス

從來各署ニ於ケル稅務執行ノ跡ヲ見ルニ、所得稅、營業稅及間稅檢査等ニ関シ往々非難ノ声ヲ耳ニスルコトアルハ、本官ノ深く遺憾トスル所ナリ、是レ独リ稅務執行者ノミヲ責ムヘカラスト雖、烟ノ存スル所必スシモ火ナキニアラス、彼ノ或ハ法令ノ規定ニ拘泥シ、或ハ自由裁量ヲ擅ニシ或ハ取扱ヲ激變シ、又ハ認定ヲ濫リニシテ物議ヲ惹起スカ如キハ、法令運用ノ妙ヲ得タルモノト言フヘカラス、諸君ハ常ニ民間經濟ノ盛衰ニ留意シ、又多數民意ノ向フ所ヲ察シ、平素人民ニ接スルニハ言語ヲ慎ミ叮嚀懇切ニ理義ヲ明ニシ、寬嚴其ノ宜シキニ適ヒ衷心納稅義務ノ重スヘキヲ知ラシメサルヘカラス

法人所得及相続税ノ調査ハ、税其ノ者ノ性質上調査ノ的確ヲ期スルハ容易ニアラサルヘシト雖、納期ノ一定セルモノナキノ故ヲ以テ、従来一般ニ決定ヲ遅延スル傾向ナキニアラス、然レトモ調査ヲ遅延スルトキハ課税物件ノ根基愈々不明ニ帰シ、延ヒテ課税ノ衡平ヲ期スルコト能ハサルニ至ルヘキヲ以テ、将来深ク注意スヘキハ勿論、其ノ調査ニ当リテハ財産価格ヲ妄断スルカ如キ弊ナキヲ要ス

国税ノ徴収ハ幸ニ諸君ノ熱心ナル勤勉ニヨリ、逐年成績ノ挙リツ、アルハ深ク其ノ勞ヲ多トスル所ナリト雖モ、未ダ理想ノ域ヲ去ルコト遠シト謂ハサルヘカラス、諸君ハ宜シク市町村ト連絡ヲ執リ益々督励ニ勉メ、各種ノ機会ヲ利用シ納税義務ノ重ンスヘキヲ知ラシメ、税法最終ノ目的ヲ達スルト同時ニ、税源ノ涵養ニ勗メ国家ノ徵稅權ト國民ノ納稅義務トノ円満ナル調節ヲ期セラレン事ヲ望ム

昨年十一月稅務官署ノ官制改正ノ趣旨ハ、当時会同ノ際訓示セル如ク、經費ヲ節約シ官吏ノ待遇ヲ厚フシ事務ノ簡捷敏活ヲ期スルニアリ、今ヤ已ニ一般官吏ノ増俸ヲ実行セラルルト共ニ、官吏ノ責任層一層ノ重キヲ加フルニ至レリ、諸君ハ能ク此ノ主旨ヲ体シ少數ノ吏員ヲシテ最モ有効ニ事務ノ進捗ヲ計ラサルヘカラス、若シ夫レ官吏増俸ノ結果一時収入ノ増加ニ依リ奢侈ノ風ヲ誘起スルカ如キハ、官紀振肅上深ク留意スヘキ事ニ属スルヲ以テ、部下ヲ督励シ清廉身ヲ持シ、必要經費ヲ除キ余裕アルモノハ宜シク貯金方法ヲ講シテ不慮ノ變ニ備ヘシムルヲ要ス

終リニ本會議ノ主題タル宅地地価修正ノ事業ニ至リテハ、政府多年ノ宿題ヲ解決シタルモノニシテ、實ニ改租以來ノ大事業タリ、數年來諸君ノ熱心ナル準備調査ニ依リ略ホ其ノ梗概ヲ調査シ得タリト雖、爾後管区ノ變更ト經濟ノ消長トニ依リテ推移變更ヲ免レサルカ故ニ、今回更ニ全部ニ亘リテ調査ヲ新ニセムトス、時恰モ夏季所得稅調査ノ時期ト湊合シ、諸君ノ勞ハ實ニ想像ニ余リアリト雖、地価修正ノ適否ハ實ニ國民永遠ノ利害ニ関シ、当局ノ責任更ニ一層重キモノアリ、諸君ハ此際非常ノ覺悟ト精勵トヲ以テ之ニ從事シ、能ク部下ヲ督励シテ慎重敏速ニ予定ノ完結ヲ期セラ



第二誓伍

長 伍員

同 同

同 同

雇 雇  
赤松寛之  
戸木安太郎

間税課長 属 西村時佐

庶務課長 属 渋谷一雄

直税兼  
税課員 属 富畑琢誠

間税課員 属 井藤幸三郎

庶務課員 雇 小林政吉

当署ハ人員僅方ニ付誓班ヲ設ケス

右申報候也

年月日

局長宛

署長

秘第一一七号

税務監督官

部 係

湯浅税務署

官吏服務紀律及稅務官吏服務心得等ノ恪守ヲ誓ヒ、又自治ノ主義ヲ以テ各自ノ品性ヲ陶冶スル為、左ノ主旨ニ依リ速カニ誓伍ヲ組織シ、別紙書式ニ依リ申報スヘシ

一 各課(局ニアリテハ  
部及係)ヲ通シ席次順ニ(高等官以下  
常雇ヲ含ム)五人ツ、ヲ一誓伍トシ、每誓伍其ノ首席者ヲ以テ誓伍長トス

但 伍員ニ異動ヲ生シタル時モ六月、十二月ノ中間ニ於テハ當該伍員中ノ席次ヲ訂正スルニ止メ、其ノ波動ヲ誓班ニ及ホサ、ルモノトス

誓伍長ハ誓伍員ヲ督勵啓発スルノ責ニ任スルモノトス

二誓伍乃至三誓伍ヲ以テ一誓班トシ、其ノ首席者ヲ以テ誓班長トス

誓班長ハ誓班員ヲ統率シ、其ノ督勵啓発ノ責ニ任スルモノトス

誓伍分担ノ方法ハ首席誓班長ヨリ一誓伍ツ、順次ニ(例ハ六第一誓伍ハ第一誓班長ニ屬シ、第二誓伍ハ第二誓班長ニ屬シ、第三誓伍ハ第三誓班長ニ屬シ、第六誓伍ハ第三誓班長ニ屬スルカ如ク、順位ヲ取ルコト)分担スルモノトス

一 人員組合セノ結果五人未滿ノ端數ヲ生スルトキハ、其ノ三人以上ノモノハ之ヲ以テ一誓伍ヲ組織シ、其ノ二人以下ノモノハ適宜他ノ誓伍ニ分屬セシムルコトヲ得

一 誓伍員ハ相互ニ切磋琢磨シテ各自ノ徳性ヲ涵養向上セシムルト共ニ、新智識ノ修養ニ努ムヘシ、若シ伍中ヨリ背誓者ヲ出シタルトキハ伍員一同ノ不名誉タルヘク、班中ヨリ出スモ亦其ノ班ノ不名誉ニ帰スヘキヲ以テ、伍員、班員ハ各自恒ニ戒慎スヘキハ勿論、自己所屬ノ伍員及他伍、他班ノモノニ対シテモ警戒忠告ヲ為スノ義務ヲ負フモノトス

一 署長ハ(局ニアリテハ  
監督官)誓団長トナリ各班ヲ統率シ誓伍ノ成績ヲ勘案シ、伍員中ノ優良ナルモノ及不良ナルモノニ付テハ其事由ヲ詳細ニ取調ヘ、毎年六月、十二月兩度ニ各其月十日迄ニ申報スヘシ、但シ臨時急報ヲ要スルモ

ノハ此限ニアラス

一 局長ハ各団ヲ統監ス

明治四十三年五月二十三日

大阪稅務監督局長 渡辺義郎印

〔申報様式は省略〕

(昭53 大阪 35)

87 明治43年6月 横浜稅務署に外事課設置の上申

横浜稅務署に外事課設置ノ件

東京局上申 明治四三年六月

横浜市ハ殊ニ多数ノ外国人居住シ、此等ニ対シテハ課税上ノ交渉調査、若クハ職權ノ行使ヲ要スル案件常ニ輻輳スルヨリ、之カ措弁ノ為メ夫々各国語及其作法習慣等ニ熟通セル判任及雇員ヲ配置シテ、其国語ノ区分ニ依リ直税ニ関スル諸調査ヨリ間稅徵收及滯納事務等、總テ同一人ヲシテ接觸処理セシメ、尚此等ノ外事々務担当ノ吏員間ニ在リテモ、共ニ其氣脈ヲ密接ニシ方針歩調ヲ整フルノ必要アリ、加フルニ常ニ相互用務ノ交渉尠ナカラサルヨリ、右外事員ハ之ヲ分離シテ稅務署分課規程ニ依ル各課ニ分属セシメ難ク、從テ在来外国人ニ関スル事務ヲ目的トシテ、自ラ分掌上ノ区画ヲ生シ来レル義ニ候得共、要スルニ是皆實際ノ必要ニ依テ生シタル自然ノ慣行ニシテ、今後益其必要アルノミナラス、事務ノ実況前陳之次第ニ付、寧口之ヲ特立セル一課ト為シテ名実共ニ一致セシメ候ハ、吏員執務上ノ指導監

督及事務ノ統一上、更ニ一層ノ便宜ト被為存候ニ就テハ、横浜稅務署ニ限り現今ノ分課ノ外ニ外事課ヲ置キ、外国人ニ係ル一般稅務ニ關スル事項ヲ分掌セシムルコトニ致度、尤稅額決定其他内部事務ノ整理処理ニ關シテハ、各其主管課ト合議セシムルコト、シ、之カ關連統一上ニハ聊カ支障無之見込ニ有之候条、特ニ右御認可相成度、此段稟申候也

主稅局長通牒 明治四三年七月 往第七八四四号

横浜稅務署ニ外事課設置ノ件認可相成候条、依命此段通牒候也

(平 12 仙台 219 - 1)

88 明治43年7月 横浜稅務署外事課設置

訓甲第五八号

横浜稅務署

其署ニ外事課ヲ置ク

附 則

本訓令ハ本年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年七月十六日

東京稅務監督局長

訓甲第五九号

横浜稅務署

其署ニ外事課設置ニ就テハ、從來他ノ各課ニ於テ分掌シタル事項中、左ノ事務ヲ掌ラシム可シ

一 通訳ニ關スルコト

二 間稅ノ檢査及間接國稅犯則者処分ヲ除ク外、外國人ニ係ル檢査、調査、國稅徵收及滯納処分ニ關スルコト  
前項第二号ノ事務ニ就テハ、該事務主管課ト合議シテ其ノ檢査、調査又ハ処分等ノ執行ヲ為シ、尚其ノ結果ニ依ル課稅標準額又ハ賦課額ノ決定並稅額ノ測定、其他当然内部事務ニ屬スヘキ事項ニ就テハ各主管ノ課ニ於テ處理シ、相互事務ノ關連ヲ得處務ノ統一ヲ期スヘシ  
右内訓ス

明治四十三年七月十六日

東京稅務監督局長

(平 11 東京 48)

89 明治44年4月 犯則密偵囑託謝金支給の件

訓令秘第四号

志津川稅務署長

犯則密偵囑託謝金支給内規、左ノ通定ム

明治四十四年四月六日

仙台稅務監督局長 



犯則密偵囑託謝金支給内規

第一条 酒造税、酒精及酒精含有飲料税、並ニ酒母、醪及麴取縮法ノ違反者、又ハ其ノ違反ノ事実ヲ密偵セシムル必

要アルトキハ、其ノ都度適當ノ者ニ囑託シ偵察セシメ、其ノ偵察ノ結果犯則ヲ檢拏シ、又ハ犯則檢拏ニ便益アリタルトキハ、之ニ相当ノ謝金ヲ支給スルコトヲ得

左ノ場合ニ於テモ亦前項ニ同シ

一 報酬ヲ受クルノ目的ヲ以テ密告シタルトキ

二 犯則事実ヲ知悉スルモ報酬ヲ受ケサレハ其ノ事実ヲ告ケサルトキ

第二条 前条偵察ノ結果又ハ密告ニ基キ調査スルモ、犯則ノ事実ナク又ハ之ヲ發見セサルトキハ、報酬ヲ為サ、ルコトヲ受託者又ハ密告者ニ予告シ置クヘシ

第三条 謝金ハ凡ソ左ノ標準ニ基キ之ヲ定メ、別紙様式ニ依リ理由ヲ詳記シ支給方内申スヘシ

但シ、偵察ノ難易、犯則手段ノ巧拙等、各事件ノ実況ニ応シ多少ノ増減ヲ為スコトヲ得

酒類並ニ酒母、醪密造石数 式斗五升未滿 謝金 五拾錢

同 五斗未滿 同 七拾錢

同 壹石未滿 同 壹円

同 壹石五斗未滿 同 壹円貳拾錢

同 同 壹石未滿 同 壹円五拾錢

同 同 貳石以上 (以上ノ例ニ準シ適當ニ定ムヘシ)

麴密造石数 貳石未滿 謝金 五拾錢

(別紙)

同	參石未滿
同	五石未滿
同	五石以上

同	七拾錢
同	壹円

(以上ノ例ニ準シ適當ニ定ムヘシ)

年 月 日

何署長 官 氏 名

局長宛

謝金支給方内申

何県何郡町村番地

一 金何程

受給者 何 某

酒類密造者(又ハ何々)偵察方予テ囑託致置候処、其ノ内偵「密造」(可成内偵又ハ密告ノ事実ヲ詳記スルモノトス)ニ基キ取調ヘタルニ、何郡何村何某ハ酒類製造ノ免許ヲ受ケスシテ濁酒何程密造セシ事実ヲ発見シ、何月何日通告「告発」致候、就テハ前記金額何某ニ支給相成度、此段内申候也

秘第一七三号

明治四十四年七月三日

仙台稅務監督局印

稅務署

密債費支出方法ニ関スル件

密債費支出方法ニ関シ別紙ノ通り主税局長へ照会済ニ付、右方法ニ依ルヲ要スル場合ハ便宜立替支給ノ上、密債費支給方内申ト共ニ立替払請求ヲ為シ得ル義ト御承知相成度  
右通牒ス

(別紙)

秘第一五六号

明治四十四年六月廿四日

仙台税務監督局長 楠 正篤

大蔵省主税局長 菅原通敬殿

密債費支出方法ニ関スル件

濁酒密造取締ノ周密ヲ期スル為メ、曩ニ御詮議ヲ經テ相当予算ノ御配付ヲ得候処、右計画ノ実施ニ付支払上ノ正確ト秘密トヲ保タンカ為メ、別紙内規ヲ制定致候へ共、尚實際ノ支払方ニ関シ甲号ノ如キ事情アルヲ以テ、乙号ノ通り取扱致見込ニ有之

甲号

- 一 普通囑託謝金支払ノ形式ニ依リ金券ニ債主氏名ヲ記シ本人ニ交付スルトキハ、金庫ニ出頭受領セサルヘカラサルヲ以テ、自然地方人ニ密偵謝金ヲ受クルノ事実ヲ伝播セラル、ノ虞アリ
- 二 若シ伝播セラル、トキハ左ノ如キ弊害ノ伴フ虞アリ

(イ) 能ク事情ヲ解セサル一般民衆ヲシテ、稅務署ハ密偵者ヲ使役シ密告ヲ勸誘シ、以テ摘發ヲ事トスルハ隱忍冷酷ノ処置ナリトノ誤解ヲ懷カシムルコトナキカ

(ロ) 密偵密告者カ判明スルトキハ、密造者ハ之レ等ノモノニ対シ非常ニ疾視スルニ至リ、延テ郷党互ニ反日ノ端ヲ發カシムルコトナキカ

三 前項ノ如キ弊害ノ伴フコトアリトセハ、一方ニ取締ノ効果ヲ擧ゲ得ヘシトスルモ、一般稅務行政上ニ受クヘキ惠影響モ尠カラサルヘキコト

四 密偵密告者ハ、些少ノ謝金ノ為メ遠路金庫ヘノ往復其他ノ手数ヲ厭ヒ、密偵密告ヲ為スモノ減少スヘキコト  
乙号

一 稅務署長ハ内規ニ適合シ謝金ノ支出ヲ要スト認ムルトキハ、收稅官吏出張ノ序其他適當ナル機會ヲ利用シ、他ニ洩レサル様立替支払ヲ為シ、本人ノ正当領收書ヲ徵スルコト

二 稅務署長ハ右領收書ヲ証トシテ自己ノ名ヲ以テ繰換ヘ払ノ請求ヲ為シ、直接支払ヲ受クルコト

三 繰換払ニ関スル犯則事項ハ別ニ通告、告發書ノ謄本ヲ徵シ、尚署長ヲシテ支払ノ必要ヲ生スル毎ニ事實ヲ内申セシムルニ付キ、彼是對査シテ之ヲ確認スルヲ以テ不取締ノ虞ナキコト

右乙号ノ支払方法ハ繰換払トシテハ異例ニ涉リ候ヘ共、特殊ノ事情ニ基キ特ニ右支払方法ヲ必要トスル次第ニ有之候  
条、右御聞置キ相成候様致度云々

90 明治44年4月 雇員の洋服着用

訓令秘第五号

税務監督官

部

係

税務署

雇員昇序又ハ出張公務ニ服スルトキ可成洋服ヲ着用スヘキハ、明治三十六年十月内訓第三〇号ヲ以テ訓達シタル処ナ  
ルニ、往々此ノ趣旨ヲ没却シ和服着用ノ者多数ヲ占ムル状況ニ有之候処、洋服ハ執務上便利ナルノミナラス、公務員  
ノ体裁ヲ保ツ上ニ於テ最モ適當ノモノト認メラレ候条、詰襟洋服ニテモ不苦候ニ付、特殊事情ナキ限り来ル六月一日  
ヨリ必ス洋服ヲ着用スヘク、若シ着用シ難キ事情アル者ハ局長又ハ署長ニ申請シ、許可ヲ受クヘキ儀ト心得ヘシ

明治四十四年四月十日

仙台税監督局長印

(平 18 仙台 86)

91 明治44年4月 税務監督局長会議要録 (抄)

一 (金紙) 明治四十四年 四月

税務監督局長會議要録

一

出席人名

会長 主税局長 菅原通敬  
番外

直税課長 鈴木 繁

間税課長 今村次吉

経理課長 吉川良矩

大蔵書記官 篠崎 昇

税務監督官補 丹羽鉄弥

税務監督局長

東京 菅野盛次郎

京都 岩崎奇一

大阪 渡辺義郎

札幌 吉田平吾

秋田 岡村正市

仙台 楠 正篤

宇都宮 河田貫三

長野 乙竹仲太

名古屋 多胡敬三郎

鹿兒島	勝 正憲
熊 本	蓮見義隆
丸 龜	川崎軍治
廣 島	菊池 良

大藏大臣「桂太郎」ノ訓示

諸君本年モ亦例ニ依リ茲ニ諸君ト相会スルノ機会ヲ得タルヲ以テ一言本大臣ノ所思ヲ述ヘムトス  
 明治四十四年度ニ於ケル財政計画ハ本大臣カ種々ノ機会ニ於テ声明シタル如ク、海軍軍備ノ充実、治水ノ根本政策、  
 鉄道ノ改良普及、朝鮮ノ開發、其ノ他教育産業ノ進歩、國民經濟ノ發展ニ必要ナル各般ノ經營ヲ行フニ在リ、政府ハ  
 規定ノ財政方針ヲ維持スル範圍内ニ於テ此等ノ計画ヲ立案シ、而カモ之カ為新ニ國民ノ負担ヲ増加スルコトナキヲ得  
 タルハ、本大臣カ諸君ト共ニ最モ喜ブ所ナリ

昨春來着手シタル宅地地価修正ノ事業ハ賃貸價格ノ調査、委員會ノ會議等總テ予定ノ計図ヲ愆ラス着々進行シテ、今  
 ヤ既ニ修正地価ノ算定ヲ終リ、近ク其ノ確定ヲ見ムトスルニ至リタルハ、本大臣ノ大ニ満足スル所ニシテ、諸君カ日  
 夜励精部下ヲ督励シテ此ノ至難ナル大事業ニ従事シ、円満ニ各地ノ權衡ヲ考察シ賦租ノ基本ヲ確立シ、以テ税制整理  
 ノ目的ニ副フコトヲ得セシメタルノ勞ハ深ク謝スル所ナリ

前年各種税法ノ改正ヲ行ヒタル後ヲ承ケ、本年ノ帝國議會ニ於テハ税法ノ改正セラレタルモノ特ニ著シキモノナシト  
 雖、租税法規ノ改正セラレタルモノ亦二三ニ止ラス、且昨年改正セラレタル地租条例及營業税法ハ本年ヨリ其ノ實施  
 ヲ見ルニ至リタルヲ以テ、諸君ハ能ク改正ノ趣旨ノ在ル所ヲ了シ適実ナル施行ヲ為スコトニ注意セラレムコトヲ望ム

此度国税徴収法ニ改正ヲ加ヘラレ、滞納ノ場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ延滞金ヲ徴収スルコトヲ得ルコトナレリ、蓋シ十分ノ資力ヲ有スルニ拘ラス納税ノ手續ヲ怠リ、時ニ金利ヲ食ラムトスルカ如キ弊ヲ矯正スルノ趣旨ニ出テタルモノナリ、然レトモ元來矯弊ノ法規ハ之ヲ行ハスシテ其ノ目的ヲ達スルコト最モ其ノ精神ニ適スルモノナルヲ以テ、該改正法規ノ実行ニ当リテハ苟モ苛酷ニ渉ルガ如キコトナカルヘキハ勿論、租税ノ徴収ニ付テハ懇切丁寧ナル取扱ヲ為シ、之ニ依リ納税義務者ヲシテ税務官吏ノ苦衷ノ在ル所ヲ了得セシメ、自ラ滞納ヲ為ササルヘキコトヲ心懸ケシムルニ至リ、以テ改正法規ノ適用ヲ待タスシテ其ノ目的ノ達セラルルニ至ルヲ期セラルヘシ

税務官吏ノ服務心得ニ付テハ從來諸君ト相会スル毎ニ必ス本大臣ノ希望ヲ述ヘ置キタルヲ以テ、諸君ハ常ニ之ヲ服膺シ部下ヲ戒飭指導セラレツツアルハ、本大臣ノ信シテ疑ハサル所ナリト雖、税務行政ノ重要ニシテ而カモ往々被執行者ノ非難ヲ招キ易キモノアルコトニ顧ミルトキハ、諸君ニ対シ機会アル毎ニ本大臣ノ訓示ヲ部下ニ伝達セラレ、忠実誠意ヲ以テ職務ニ当リ常ニ公平中正ノ取扱ヲ為シ、敢テ或ハ苛察ニ渉ル如キコトナカラシメラレムコトヲ望マサルヲ得ス、尚部下官吏ノ選択ト其ノ品性ノ薰化トニ付テハ一層ノ注意ヲ加ヘラレ、税務ノ執行ヲシテ其ノ宜ヲ得セシメラルルコトヲ要ス

若夫レ諮問又ハ協議ヲ要スヘキ事項ニ付テハ宜シク慎重ノ審議ヲ為シ、以テ税務ノ執行上適切ナル成案ヲ具セラレムコトヲ望ム

#### 大藏次官「若槻礼次郎」ノ訓達(要旨)

国勢ノ進捗ニ伴ヒ税務ノ繁忙ヲ来スヘキハ勿論ニシテ、殊ニ昨年ハ宅地地価ノ修正事務アリテ特ニ多忙ヲ極メタルモ、各局及税務署カ熱心其ノ事務ニ従事シ、各地トモ円満ニ良好ナル成績ヲ得タルハ全ク諸君ノ尽力多大ナリシニ因ルモノニシテ感謝ニ堪ヘス



宅地地価修正事務カ斯克円満ノ終了ヲ見ルニ至リタルハ、僅々一年又ハ半年ノ問題ニアラスシテ、数年間ニ亘リテ準備ノ調査ヲ重ネ能ク其ノ調査ニ於テ懇切ト公平トヲ期シタルニ因ラスムハアラス、故ニ他ノ一般事務ニ関シテモ亦常ニ此ノ懇切ト公平トノ二者ヲ以テ事ニ膺ラムコトヲ要ス

従来議會其ノ他ニ於テ稅務ニ関スル民間ノ苦情ヲ聞クコト尠カラス、其ノ苦情ナルモノハ必スシモ全部理由アルモノナリト云フヘカラサルモ、亦以テ他山ノ石トスル所アルヲ要ス、例ヘハ所得稅ノ調査ニ当リ各稅務署間互ニ資料ノ交換ヲ為スハ必要ナルモ、往々其ノ資料ヲ絕對ニ信用シテ毫モ本人ノ申告ニ耳ヲ傾ケサル向アリト聞ク、由來資料ハ單ニ調査ノ參考ニ供スヘキモノニ過キス、而カモ其ノ資料タルヤ時ニ誤謬ナキヲ保セサルカ故ニ、能ク之ヲ本人ノ申述等ニ徴シ事實ノ真相ヲ得ルニ努メサルヘカラス

間接國稅犯則者処分法ハ稅務官吏ニ多大ノ權限ヲ付与スルノ規定ニシテ、之カ施行ニ当リテハ須ラク慎重ナラサルヘカラス、三十三年同法改正ノ際既ニ世上反對ノ声高ク、政府亦多數ノ稅務官吏中方一ノ職權亂用ヲ慮リ、當時大臣ハ其ノ施行上ノ心得ヲ訓示シ特ニ之ヲ官報ニ掲ケテ公表セラレタリ、其ノ精神ハ終始一貫何等ノ變更アルコトナシ、故ニ一般人權自覺ノ今日之カ適用ハ一層ノ注意ヲ加ヘ、苟クモ其ノ程度ヲ逸スルコトナキヲ要ス

稅務官吏其ノ言動ヲ慎マサルヘカラスルコトハ屢々大臣ノ訓示セラルル所ニ係リ、各員亦敢テ愆ラサルヘシト雖、往々納稅者ノ感情ニ誘發セラレテ慎重ヲ欠ク場合ナシトセス、尚一層ノ注意ヲ加ヘラレムコトヲ望ム、特ニ稅務署長又ハ高等官ニ於テ其ノ言動ニ非難スヘキモノアラハ、忽チ官庁ノ威信ヲ失スヘキニ依リ大ニ戒心セサルヘカラス

經費ハ其ノ運用ヲ經濟的ナラシメ努メテ其ノ節約ヲ計ラサルヘカラス、然ルニ近來各官庁ニ於テ諸種ノ調査事項ヲ印刷シテ配付スルモノ漸ク多キヲ加ヘタルカ如シ、中ニハ折角ノ印刷物モ区々ノ調査ニシテ統一ナキカ為、殆ト一般ノ參考トナラサルモノアリ、自今各監督局ニ於テ調査シタル事項ニ在リテモ、各局自ラ印刷スルヨリモ之ヲ大藏省ニ於

テ統一シタル後印刷ニ付スルヲ便利トスル場合アルヘキニ付、取捨選択其ノ宜ヲ得ムコトヲ望ム

今回国税徴収法ノ改正ニ伴ヒ滞納者ヨリ延滞金ヲ徴収スルコトトナリタルニ付テハ、之カ適用方ニ関シテハ大ニ考慮ヲ要スヘキコトト信ス、今日国民ハ重税ヲ負担セルヲ以テ、實際ニ於テ納税資金ヲ有セサル貧民ナシトセス、此等ニ対シテモ厳格ニ延滞金ヲ徴セハ徒ニ彼等ヲシテ怨嗟ノ声ヲ大ナラシメ、却テ徴税ノ目的ヲ全ウスル能ハス、故ニ延滞金ノ制ハ資力アル者カ故意ニ滞納ヲ為シ不当ニ金利ヲ貪ラムトスル者ニ対スル一種ノ矯正策トシテ、其ノ適実ナル運用ヲ為ササルヘカラス、徴収法改正ノ精神亦茲ニ在リト信ス

#### 諮問事項

第一 宅地地価修正事業ノ経過、成績及善後ノ処理並左ノ各項ニ関シ開申セラレムコトヲ望ム

イ 民間ノ感情異議申立ノ状況

ロ 地租名寄帳ノ整理ニ関スル助力又ハ監督方法

ハ 借地料又ハ売買価格ニ及シタル影響

ニ 将来ノ整理見込

(答申ノ要領) 宅地地価修正事務ハ數年来ノ経験ニ基キ、昨年之カ実施調査ニ当リテモ其ノ精密ト公平トヲ期シ、

上司ノ訓達指導ト従事員ノ熱誠尽力トニ依リ各地トモ円満ニ進捗シ、今ヤ殆ト其ノ終了ヲ告クルニ至レリ

民間ニ於ケル感情ハ平穩ニシテ其ノ増租トナリタル地方ニ在リテハ多少ノ異議申立者アリト雖、多クハ一部野心家ノ為ニスル所アリテ提出シタルモノニシテ、實際負担ノ權衡ヲ失シ訂正ヲ要スヘキモノ僅少ナルヲ以テ、今後監督局ノ調査進行中ニハ自ら異議ノ撤回ヲ為スモノヲ生スヘク、結局其ノ審査ヲ遂行スヘキモノハ甚タシク多カラサルヘシ

地租名寄帳ノ整理ニ関シ稅務署カ助力ヲ与フヘキ範圍ハ必シモ一定セス、特殊ノ事情アル一部ノ町村ニ對シテハ代テ其ノ整理ヲ為スノ要アルモ、他ノ最多數ハ記帳員數ノ校合ヲ助力カスルノ程度ニ過キス、又其ノ監督ニ在リテモ各町村整理ノ良否ハ予メ推知シ得ヘキヲ以テ、其ノ整理不可ナリト認ムル所ニ對シテノミ施セハ足レリ、故ニ名寄帳ノ整理及監督ノ事務ハ各地トモ本年ノ納期開始以前ニ完了スヘキ見込ナリ

宅地地価修正ノ結果増租ト為リタル地方ニ於テ、借地料昂騰シ売買価格低下シタルカ如キ事例一二ナキニアラスト雖、此等ハ單ニ市街地ノ一部ニ止リ、其ノ他ニ在リテハ未タ今日ニテハ何等ノ影響アリタルヲ聴カス將來ノ整理見込ニ付テハ調査ノ誤謬ト認ムヘキモノニシテ訂正ヲ要スヘキモノ尠カラス、各局長夫々其ノ誤謬ノ種類ヲ開申シタリ、乃チ主稅局ハ此等誤謬ノ各種類ヲ綜合シテ其ノ整理方法ニ関スル一ノ成案ヲ提議シタルヲ以テ更ニ之ヲ議シ、結局左ノ通決定シタリ

#### 誤謬其ノ他整理方法

一 編級其ノ他ノ誤謬ニ係ルモノノ内、調査高キニ過キ之カ為隣地又ハ其ノ付近ノモノニ比シ著シク不權衡ヲ呈シタルモノハ之カ訂正ヲ為スコト

二 編級其ノ他ノ誤謬ニ係ルモノノ内、調査低キニ過キ訂正ノ結果負担ノ増加スルモノ（負担増加セサルモ編級低キニ過キタルモノモ含ム）ハ、仮ヒ隣地其ノ他ト不權衡ヲ認ムルモ其ノ儘差措キ訂正ヲ為ササルコト

三 地図ノ誤謬其ノ他ニ依リ表地ト裏地ト転倒シテ編級ヲ為シタル如キ又ハ之ニ類似スル誤謬、即チ一ハ訂正ニ依リ負担ヲ増シ、一ハ之ヲ減スルモノニシテ、其ノ双方方同一人ノ所有ニ係ルモノナルトキハ、地主ノ承諾ヲ得テ双方トモ之カ訂正ヲ為スコト、但シ地主ノ承諾ナキ場合ハ減少ノモノノミニ止メ、増加ノモノニ對シテハ訂正ヲ為ササルコト

四 委員会決議マテハ相当ナルモ、決議後調理ノ際誤謬ヲ生シタルモノニシテ、訂正ノ結果

(イ) 負担ノ減少スルモノハ相当訂正ヲ為スコト

(ロ) 負担ノ増加スルモノハ訂正ヲ為ササルコト、但シ本人ノ承諾アル場合ハ之カ訂正ヲ為スコト

(ハ) 負担ニ増減ナキモノハ相当訂正ヲ為スコト

五 耕地整理地区内ノ宅地ヲ地区外ノモノト誤認シ地価ノ修正ヲ為シ、又ハ同上地区外ノモノヲ地区内ノモノト誤  
リ修正セサリシモノニ付テハ、前者ハ修正処理ヲ取消シ、後者ハ誤謬ノ原因カ整理地区ノ変更ニ基クモノに限  
リ、問答書第六十四ニ準シ処理スルコト

六 一項及三項ノ訂正ヲ為サムトスルトキハ、関係書類及当該宅地付近ノ編級状況ヲ詳記シタル地図ヲ添付シ、決  
行前主税局長ニ申報スルコト

七 一項、三項乃至五項ノ訂正ヲ為スヘキ種類ノモノト雖、異議申立ニ係ルモノアルトキハ其ノ申立ニ対スル決定  
ニ依リ相当訂正スルコト(二項及四項(ロ)ニ該当セルモノト雖、異議申立アルモノハ相当訂正ヲ為スヘキハ勿論  
ノコト)

八 修正地価ニ異議ナク単二等級又ハ賃貸価格ノミニ異議アルモノト雖、異議申立ヲ為シタルモノハ修正地価ニ異  
議アルモノトシテ相当処理スルコト

九 前各項ニ該当セサル地価修正上ノ錯誤、其ノ他ニシテ訂正処理ヲ要スト認ムルモノハ、処理以前予メ其ノ要件  
及処理方法ヲ主税局長ニ申報スルコト、但シ異議申立ニ依リ処理スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一〇 前各項ニ依リ訂正シタルモノニシテ、実施順序第三十八条ノ修正地価確定額表ニ組入レ調理セサリシモノハ、  
訂正ノ時々其ノ要件ヲ主税局長ニ申報スルコト、但シ異議申立ニ依リ訂正シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

其ノ他修正事務ニ関連スル各種事務ノ整理ニ付テハ、各局其ノ事情ヲ異ニスル所アルヲ以テ、別途主税局ト協議スルコトトセリ

(主税局長ノ演述) 本事業ハ重大問題ニシテ其ノ関係スル所至大ナリシニ拘ラス、平穩ニ円満ナル結了ヲ見ルニ至リタルハ、各局ノ計画宜シカリシト従事員ノ熱心ナル努力ニ因ルモノニシテ感謝ニ堪ヘス

抑モ今回ノ宅地地価修正ハ負担ノ公平ヲ維持スルヲ以テ唯一ノ目的トスルモノナルカ故ニ、各種税法整理中殆ト理想ニ近キモノト謂ハサルヘカラス、從テ一ニ減スルト共ニ他ニ増スコトナリ、其ノ間或ハ苦情物議等ノ波瀾アルヘキハ予メ大ニ懸念シタル所ナルニ、斯ク円満ニ而カモ其ノ結果ニ於テ案分低減等ノ煩累ナク巧妙ナル結了ヲ見タルハ、一ニ調査ノ精密公平ト事務ノ統一トニ因ルモノト信ス

顧レハ其ノ調査中ニ於テ局署官制ノ改正アリテ、管区ノ併合従事員異動ノ不便等ニ遭遇シ、且其ノ決定ニハ全國五百ニ達スル調査会ノ議ヲ経サルヘカラス、其ノ間ニ於ケル非常ノ苦心ハ察スルニ余リアリ、而カモ僅々四五ノ政府決定ニ止リシハ、以テ大成功ト謂ハサルヘカラス

尚本事業ニ関シ主税局ノ採リタル所、或ハ干渉ニ過キタリトノ感念ナキヲ保セサルモ、是レ一ニ事務ノ統一ヲ計リ敏活ニ円満ノ解決ヲ得ムトスルニ過キサリシヲ以テ、之ヲ諒察セラレムコトヲ望ム

## 第二 改正地租条例施行ノ状況如何

(答申ノ要領) 地租租率ノ改正ハ一般人民ノ歡迎セル所ナルモ、其ノ他ノ改正ニ付テハ施行後日尚淺ク特ニ陳述スヘキ点ナシ、尚其ノ取扱ニ関シテハ協議事項ノ部ニ譲リ以テ適當ノ協議ヲ遂クヘシ

## 第三 市町村ニ於ケル土地台帳ヲ廃止スルノ可否如何

(答申ノ要領) 廃止說ヲ述フル者アリ、存続說ヲ唱フル者アリテ各局ノ意見一致セス、結局各局ニ於テ實際ノ整理

状況ヲ精査シ、一方府県知事ノ意見ヲ聞キタル後、其ノ存廢ノ可否ヲ決定スルコトトセリ

#### 第四 水害地免租処分ノ状況如何

(答申ノ要領) 昨年水害甚シカリシ地方ノ当該局長ヨリ夫々其ノ状況ヲ陳述セリ、要ハ當時免租ノ範圍ニ付民間多少ノ物議ナキニアラス、又水害地方ニ於ケル各税ノ滞納ハ免レサル所ナリシト雖、機宜ノ処置ヲ採リタルヲ以テ免租処分ハ概シテ遲滞ナク結了ヲ告クルニ至リタリ

尚今後水害ノ際ハ各局隣接地方ニ於ケル処分ノ權衡ヲ維持スル為、特ニ主税局員ヲシテ出張調査セシメムコトヲ希望セリ

#### 第五 所得税調査ノ前年ノ状況及本年ノ方針如何

(答申ノ要領) 前年ハ宅地地価修正ノ事務ニ加ヘ、水害善後処分アリテ局署事務最モ繁忙ヲ極メタルヲ以テ、所得税調査ニ関シ新ナル施設ヲ為ス能ハサル事情アリシト雖、尚前々年来ノ方針ニ依リ大小所得者間及都鄙納税者間ニ負担ノ厚薄ナカラシメ、課税標準率ノ精査ヲ遂ケ其ノ基礎ヲシテ確實ナラシメタルカ如キ、主トシテ課税ノ公平ヲ期シタルモノ多ク其ノ成績概シテ良好ナリ、本年ハ亦此ノ方針ヲ持續スルト共ニ本税ノ取扱規程ヲ改メ、監督局併合前ニ於テ多少区々ニ亘リタル取扱方ノ統一ヲ期セリ

(主税局長ノ演述) 所得税ハ營業税ト共ニ直接税ノ中ニ在リテ最モ負担ノ直接ナルモノナルカ故ニ少シク過重ナラハ直ニ苦情ヲ生ス、各局区々ノ取扱ハ特ニ避ケサルヘカラス、宅地地価修正ノ事務完了シタル本年ノ調査ハ一層適実公平ナラムコトヲ望ム

#### 第六 改正營業税法施行ノ状況並従来ノ調査ニ改善ヲ加ヘタル事項如何

(答申ノ要領) 改正營業税法ハ本年始メテノ施行ニ係リ、其ノ實際ノ適用ニ付信託業其ノ他ニ尚多少ノ攷究ヲ要ス

へキモノアリト雖、大体ニ於テ田滿ノ施行ヲ見ルニ至レリ、從來營業稅ノ調査ハ或ル地方ニ在リテハ建物賃賃格ノ算定ノ如キ、金錢貸付業ノ如キ、其ノ他小營業者ニ對シ多少過重ノ点ナキヲ保セザリシ故、前年来其ノ適正ヲ期シタリト雖未タ充分ナラサリシヲ以テ、本年稅法ノ改正ヲ好機トシテ此ノ方針ヲ實行ヲ計リ改善シタルモノ尠カラス、然レトモ之カ為ニ生シタル稅額ノ整理減ハ甚タ多カラス、稅法改正ノ結果ニ因ル減額ト共ニ自然增收ヲ差引キ、結局昨年ニ比シ五分乃至一割ノ減額ニ過キササルヘシ

尚稅法ノ改正ニ伴ヒ各稅務署ニ審査會ヲ設クルコトトナリタル結果、審査請求者ノ増加セムコトヲ憂ヘ、本年ハ特ニ實地並ニ資料ノ調査ヲ精密ニシ政府ノ算定ヲ防止シタルカ故ニ、審査請求ハ甚シク増加スルカ如キコトナカルヘキヲ信ス

(主稅局長ノ演述) 營業稅ハ所得稅ト同シク其ノ施行上最モ苦情多キ租稅ニシテ、近時民間有識者間ニ於テ營業稅廢止論ヲ唱フルモノアルニ至レリ、乃チ今回多少稅法ノ整理ヲ見ルニ至リタルモ未タ尚其ノ負擔過重ノ批難ヲ除クニ至ラス、特ニ小營業者ニ於テ過重ノ傾アルヲ以テ、此等ニ對シテハ稅法ノ施行上特ニ意ヲ用ヒテ相當ノ斟酌ヲ加ヘサルヘカラス、今ヤ各局トモ其ノ整理ヲ方針セルハ機宜ノ処置ナリト信ス、然レトモ整理ニ積極消極ノ別アリ、先ツ消極的ノ整理ヲ施シ、然ル後地方ノ狀況ニ依リ徐ニ積極的ノ整理ヲ為ササルヘカラス、特ニ賃賃價格ノ標準更訂ニ関シテハ格別慎重ノ注意ヲ要ス

所得稅、營業稅ノ調査ニ專担員ヲ設クルノ方法ハ曩年ノ會議ニ於テ協定スル所アリ、各局トモ既ニ其ノ實施ヲ見ルニ至リタルヘキモ、專担員ハ常時納稅者ノ消長ヲ觀察スルニ非サレハ効果少キヲ以テ、特ニ考慮アラムコトヲ望ム

營業稅ノ下調ニ付資料及實地ノ両調査ヲ並行スルハ必要ナルモ、世間紛議ヲ生スルハ多ク實地調査ノ執行ニ由

来スルヲ以テ、納税者ノ營業ヲ妨ケサル範圍ニ於テ機宜ノ調査ヲ為サムコトヲ要ス

#### 第七 改正相続税法施行ノ状況如何

(答申ノ要領) 改正相続税法ハ其ノ施行後日尚淺ク別ニ陳述スヘキモノナシト雖、各地トモ本税ノ調査ハ遷延ニ亘リ易ク、殊ニ前年ハ宅地事務等ノ為殊ニ其ノ甚シキヲ見タリ、本年ハ之カ整理ヲ期スヘキモ、何分戸籍吏ノ報告延滞スルハ各地同様ノ状況ニシテ頗ル遺憾トスル所ナリ、從テ予メ報告又ハ申告用紙ヲ印刷シテ戸籍吏及納税者ニ配付スルカ如キ、又一方稅務主任會議等ニ於テ協議スルカ如キ、專ラ其ノ矯弊ニ努メツツアリ

(主税局長ノ演述) 本税ノ調査遷延スルトキハ其ノ精確ナル課稅價格ヲ得ルニ難クシテ、脱漏ヲ生スルノミナラス延テハ納税者ノ紛議ヲ醸スヘキカ故ニ、成ルヘク速ニ調査ヲ遂ケムコトヲ要望ス

#### 第八 通行稅徵收ノ状況如何

(答申ノ要領) 通行稅ノ徵收ニ關シテハ、同法施行當時ニ在リテハ成ルヘク検査監督ヲ為サル方針ナリシヲ以テ、其ノ勢ハ今日ニ及ヒ取締上遺憾ノ点ナキニアラス、遂ニ今回ノ京電鐵ノ脱稅事件ヲ惹起スルニ至レリ、該事件ノ發生ヲ機トシ各局トモ夫々調査ヲ遂ケタルニ別ニ不正ノ点ヲ発見セス、而カモ今日ニテハ之カ一種ノ刺戟トナリテ一般ニ良好ノ状況ヲ呈セリ

(主税局長ノ演述) 本稅施行當時ニ在リテハ、成ルヘク拘束ヲ加ヘサル方針ナリシト雖、絶対ニ之ヲ放任スルトキハ勢ヒ脱稅ノ弊ヲ生スヘキカ故ニ、時ニ適當ノ取締ヲ為スノ必要アリ、然レトモ其ノ施行ノ簡易ナルコトカ即チ本税ノ特質ナルコトニ注意セサルヘカラス

#### 第九 酒造ノ状況並酒造其ノ他稅源ノ涵養ニ關シテ施設シタル事項如何

(答申ノ要領) 四十三酒造年度ノ酒造ハ各局トモ十月一日ノ持越高比較的僅少ナリシヲ以テ、前年度ヨリモ造石數



ノ増加ヲ予想シタルモ、實際ハ之ニ反シ概シテ多少ノ減石ヲ呈シタリ、畢竟仕込着手當時ノ米価高カリシヲ以テ、当業者ハ其ノ爾後ノ低落ヲ待望シテ各自仕込ノ手控ヲ企テタルニ、米価ハ依然トシテ低落スルニ至ラス、其ノ間遂ニ釀期ヲ失シタルモノ多キニ因ル、只例外トシテ灘伏見等ノ名釀地ハ其ノ醇良酒ノ需要多カリシニ依リ、又高知、宮城等ノ各県ハ密造酒ノ取締ヲ勵行シタルニ依リ、何レモ多少ノ増石ヲ呈シタルノミ

酒造税源ノ涵養ニ関シテハ生産費ノ減少、品質ノ改善、貯藏ノ安全及腐敗酒ノ救済等ニ付多年提擲指導シタル結果、漸次当業者ノ覚醒ヲ促スト共ニ、彼等ヲシテ技術官ヲ信頼セシムルコトナリタリ、四十三年度ニ在リテモ亦年来ノ方針ニ依リ各地ニ試釀場ヲ設ケテ、加工硬水、山卸廃止、酸馴養連釀等諸種ノ改良釀法ヲ試ミテ当業者ニ範ヲ示シ、或ハ酒類ノ品評会ヲ助成シ講話会ヲ開ク等一ニ当業者ノ開發ヲ計リ、又腐敗麥味ヲ生シタルモノニ対シテハ隨時之カ救済ノ途ヲ講シタリ、而シテ其ノ成績ハ何レモ良好ニシテ一般ニ非常ナル好感ヲ与ヘタリ

酒造以外ノ諸税源涵養ニ関シテモ亦多少ノ施設ナキニアラサルモ、未タ酒造ノ如ク格別ナル事項ヲ見ルニ至ラス

税源涵養ノ範圍、方法及程度等ニ付各局其ノ方針区々ニ涉レルヲ以テ、予メ一定スルノ必要アリトノ説出タルモ、斯ノ如キコトハ地方ノ状況ニ依リ隨時適切ナル方針ヲ採ルヘキモノニシテ、一定スヘキ性質ノモノニアラストノ意見多シ

尚技術官ノ定員寡少ニシテ諸種ノ税源涵養上所期ノ施設ヲ為ス能ハサル事情アルハ頗ル遺憾トスル所ナルヲ以テ、技手ノ定員ヲ増加スルト共ニ技師ヲ鑑定部長タラシムルコトハ各局ノ希望スル所ナリ

(主税局長ノ演述) 本年度ノ酒造々石高カ予期セシヨリ減少シタルハ遺憾ナルモ、是レ已ムヲ得サルノ事情ニ起因

スルモノニシテ、如何トモスルコト能ハス、然レトモ各局酒造ノ改善ニ付テハ熱心ナル指導ヲ為シ、一般当業者ノ氣運ヲシテ良好ナラシメ、技術官ニ対スル信頼ヲ厚カラシメタルハ喜フヘキ現象ナリトス

税源涵養ノ程度及範圍ニ付テハ予メ一定ノ方針ヲ樹立シ得ヘキ性質ノモノニアラス、元ヨリ各地實際ノ情況ニ適応シタル処置ヲ採ルヲ要スト雖、地方官衙ト競争シ又ハ衝突スルカ如キコトハ努メテ之ヲ避ケサルヘカラス  
税務当局ニ於テ税源涵養ノ如キ勸業的ノ事務ヲ執行スルハ、官制上当然与ヘラレタル權限ニアラストノ説ナキニアラスト雖、税務当局力調査研究ノ結果ヲ当業者ニ致シテ産業ノ發達ニ資スルモ、決シテ權限問題ヲ惹起スヘキモノニアラスト信ス、由來税務官衙ニ技術官ヲ配置セラレタル趣旨ハ、技術ニ関スル税法ノ執行ニ任セシムルト同時ニ、課税物件ノ改良、生産費用ノ節減等利益増進ニ資セシムルニ在ルコトハ、三十六年本會議ニ於ケル大藏大臣ノ訓示ニ徴スルモ明ナリトス

醸造試験所カ創立當時農商務省ノ主管ニ屬シ、後大藏省ニ移サレタルハ實際ノ便宜ニ因ルモノニシテ、今日税務当局カ酒類其ノ他ノ醸造ニ関シテ指導奨励ヲ為シツツアルハ事實ナリ、若シ今一朝税務当局ニシテ此ノ方針ヲ放棄センカ、政府ノ醸造物ニ対スル奨励保護ハ事實皆無ニ歸スヘシ、是レ現下實際ノ情勢ナルコトヲ願ハサルヘカラス

要スルニ税源涵養ノ事務ハ勸業行政ノ官庁当然ノ權限ヲ侵ササルコトニ注意スルト共ニ、當ニ其ノ協議ヲ遂ケテ意思ノ疎通ヲ計リ、夫々土地ノ実況ニ応シ相當ノ範圍ニ適當ノ方法ヲ以テ実行セラレムコトヲ望ム

台灣、琉球、大島及小笠原諸島ハ其ノ天候地味等ノ關係上、砂糖ノ適地トシテ之ヲ保護スルノ要アルモ、其ノ他ニ在リテハ積極的ノ保護ヲ為スノ要少カルヘシ、税務当局カ本税々源ノ涵養上自ラ考慮ヲ要スヘシ

税務局署ニ技術官増員ノコトハ主税局ニ於テモ亦年来ノ希望ナルヲ以テ、各局希望ノ趣旨ハ之ヲ諒セリ

稅務当局ヨリ希望シテ府県ニ醸造ニ関スル專任技師ヲ採用セシムルコトニ付テハ、既ニ二三其ノ実行ヲ見タル所アリト雖、其ノ指導奨励等事務ノ実行ニ際シ往々稅務技術官トノ間ニ感情ノ融和ヲ欠キ易キ傾向アルヲ以テ、相当ノ考慮アラムコトヲ望ム

醸造試驗所ニ於テ研究ノ結果効果アリトシテ発表シタル事項ハ、各局ノ技術官其ノ中介者トナリ善意ヲ以テ之ヲ一般業者ニ普及セシムルコトニ、今後一層ノ尽力アラムコトヲ希望ス

酒造稅法ヲ改正シ第四納期ヲ五月ニ繰下ケ貯藏減量ニ對スル課稅ヲ免除スヘシトノ說ハ、業者年來ノ請願ニシテ常ニ議會ノ問題トナレリ、納期繰下ノ結果ハ初年度ニ於ケル國庫ノ歳入ニ二千万円ヲ減シ、現時ノ財政ハ之ヲ許ササルノミナラス徵稅上ノ不安ヲ多カラシメ、貯藏減量ニ付テモ亦國庫ノ欠損ヲ生スルカ故ニ容易ニ採用スル能ハサル実況ナリ、故ニ此等業者ノ希望ニ向テ解決ヲ告ケントセハ、結局酒類ヲ蔵出課稅ト為スノ要アルカ如シ、然レトモ蔵出課稅ハ倉庫ノ設備、稅金利用ノ狀況、收入額ノ減少等諸種ノ事由ニ依リ、到底近キ將來ニ実行ヲ見ル能ハサルヲ以テ、姑ク現行法ヲ維持スルノ外ナキモノト信ス、依テ各局ニ於テハ小製造家ヲシテ任意的資本ノ合同ヲ行ハシムルノ方針ヲ採リ、徵稅ノ取締ヲ便ナラシムルト共ニ一面蔵出課稅ノ実行ヲ早カラシメムコトヲ望ム

第十 政府ニ於テ醬油醸造試驗ヲ為スノ計画アリ、試驗事項其ノ他ニ関シ意見アラハ開申セラレムコトヲ望ム

(答申ノ要領) 本問ニ関シテハ醬油醸期ノ短縮、原料製麹ノ改善、副産物ノ利用法、其ノ他製品ニ生スル黴ノ除却法等、生産費ノ節減、製品ノ改良ニ関スル研究ヲ遂クヘシトノ希望アリタリト雖、會長ヨリ本問ハ別ニ差急キタル事項ニアラサルヲ以テ、尚各局ニ於テ詳細ノ考究ヲ遂クルト共ニ、親シク業者ノ意向ヲ聴取シタル上別途申報セラレタキ旨ヲ宣言セリ

第十一 織物消費税ノ施行上、左ノ各項ニ付各局ノ取扱ヲ一定ナラシムルノ可否如何

イ 課税標準等級編成ノ方法

ロ 課税標準価格ノ変更ヲ必要トスル場合

ハ 変更課税標準価格ノ決定方法

(答申ノ要領) (一) 課税標準等級編成ノ方法ヲ一定スルコトニ関シテハ、本年三月東京局主催織物税協議会ニ於テ協定シタル左記織物課税標準価格表記載例ニ付逐条審議ヲ遂ケタルニ、格別ノ異議ナク之ヲ修正可決シ、主税局ニ於テ尚再査ノ上通牒スルコトニ決セリ

織物課税標準価格表記載例 「省 略」

(二) 課税標準価格変更ノ時機及方法ヲ一定スルコトニ付テハ

一 三ヶ月毎ニ前三ヶ月間ノ平均取引価格ヲ調査シ、之カ現行課税標準価格ニ対シ一定ノ増減差(従来ノ協定ニ依ル)アルトキニシテ、当時尚持續ノ傾向アルトキ変更スルコト

二 三ヶ月毎ニ取引価格ヲ調査シ、之カ現行課税標準価格ニ対シ一定ノ増減差ヲ生シタルトキ変更スルコト

三 取引価格ノ高低カ二ヶ月間同一ノ傾向ヲ持續シ、尚將來之ヲ持續スルノ状アル場合ニシテ、当時ニ於ケル取引価格カ現行課税標準価格ニ対シ一定ノ増減差アルトキ変更スルコト

四 一年毎ニ前一ケ年間ノ平均取引価格ヲ調査シ、之カ現行課税標準価格ニ対シ一定ノ増減差ヲ生シタルトキ変更スルコト

五 或ル一月中ノ平均取引価格ヲ調査シ、之カ現行課税標準価格ニ対シ一定ノ増減差アルトキニシテ、爾後二ヶ月間同一ノ傾向ヲ持續シタルトキ変更スルコト

六 一年二回ノ一定時（三月九月）ニ於テ前二月中ノ平均取引価格ヲ調査シ、之カ現行課税標準価格ニ対シ一定ノ増減差アリ、尚將來其ノ傾向ヲ持續スル状アルトキ變更スルコト  
等種々ノ説出タルモ結局左ノ通可決セリ

一 取引価格ハ常ニ注意シ居リ、前二ヶ月ノ平均取引価格ノ十一分ノ八カ課税標準価格ニ対シ五分以上ノ減差又ハ一割以上ノ増差ヲ生シタルトキハ之ヲ改訂スルコト、但シ調査當時ノ取引価格ノ十一分ノ八カ課税標準価格ニ對シ五分未滿ノ減差又ハ一割未滿ノ増差トナル傾向アルトキハ此ノ限ニ在ラス

（主税局長ノ演述）本問決議事項ノ実行ニ付テハ、尚主税局ニ於テ調査ヲ遂ケタル後何分ノ通牒ヲ為スヘシ  
織物税ニ対スル世上ノ批難ハ近來漸ク減退シタリト雖、動モスレハ物議ヲ醸シ易キヲ以テ、本税ノ施行ニ付テハ尚一層ノ注意ヲ加ヘラレムコトヲ望ム

織物消費税ノ実施以來、漸次編物、組物等ノ如キ織物類似品ノ生産増加シ、織物ノ需要ヲ侵蝕スルニ至リタルヲ以テ、此等類似品ニ対シテモ課税スルニアラサレハ負担ノ權衡ヲ失ストノ議論アリ、早晚其ノ解決ヲ為ササルヘカラサルカ故ニ、今後之ニ関スル調査ヲ求ムルコトアルヘキニ付、予メ了察セラレムコトヲ希望ス

## 第十二 印紙税法施行ノ状況如何

（答申ノ要領）印紙税ノ脱漏多キ事実ハ各地同様ニシテ、之カ矯正策ニ付テハ夫々定期及臨時ノ検査ヲ勵行セリト雖、營業者ニ於テ故ラ送状、売買仕切書等ノ形式ヲ變シテ脱税ヲ謀ルノミナラス、一般ニ印紙ノ脱税ハ左程ノ罪惡ト思料セサルノ状アルヲ以テ其ノ矯弊ハ容易ノ業ニアラス

（主税局長ノ演述）印紙ノ脱税多キハ一般ニ認メラルル状況ニシテ、到底検査ノミノ手段ヲ以テ完全ナル矯正ヲ期スヘカラス、故ニ一面銀行会社其ノ他多クノ印紙貼用ヲ要スヘキ營業者ニ對シテ、徐ニ納税ノ義務ヲ鼓吹スル

ノ方法ヲ採リ、検査ト相待テ其ノ矯弊ニ努力スルノ捷徑ナルヲ認ム

### 第十三 間税監視事務執行ノ状況及其ノ成績如何

(答申ノ要領) 間税特ニ酒税ノ取締ニ関シテハ、税務署監視ノ外各監督局ニ特別監視制度ヲ設ケテ監視力ノ周到ヲ期スルト共ニ、予メ營業者ノ正否ヲ甄別シテ其ノ検査ニ寛嚴アラシメ、他面地方官衙ト協議シテ隨時納税義務ノ尊重スヘキコトヲ説話シ、犯則ヲ事後ニ検査スルハ勿論之ヲ未萌ニ防止スルノ方針ヲ採リ、逐年良好ナル成績ヲ挙げケツツアリ、殊ニ秋田、仙台及丸亀局管内ノ如キ従来無免許酒造ノ激甚地ニ在リテハ客年経費ノ増配ヲ受ケ、爾來密造取締專担員ヲ置キ嚴密ナル監視ヲ施シ、一時絶望シタル矯弊モ今ヤ漸ク其ノ曙光ヲ認ムルニ至リタリ

酒税以外ノ各税ニ対シテモ亦相当ノ取締ヲ執行セリト雖、未タ酒税ノ如ク特別ノ施設ヲ為スニ至ラス、漸次其ノ勵行ヲ期スヘシ

(主税局長ノ演述) 特別監視制度施行ノ成績良好ナルハ喜ブヘキ所ニシテ、今後尚其ノ続行ヲ希望スルモ、之カ實際ノ施行ニ当リハ往々物議ヲ醸スヘキカ故ニ従事員ノ行動ヲ慎重ナラシメ、特ニ一地方ニ多数ノ監視力ヲ集中スル場合ニ在リテハ、相当ノ監督員ヲ付シ其ノ言動ヲ節制セシメラレムコトヲ望ム

### 第十四 税法整理後ニ於ケル租税負担ノ状況及徴収ノ成績如何

(答申ノ要領) 前年税法整理ノ結果、地租、營業税ヲ始メ其ノ他ノ各税ニ於テ税率ヲ軽減セラレ、国民一般ニ喜色アルノミナラス徴税上ノ便宜少カラスト雖、施行後日尚淺ク其ノ負担ノ状況ヲ具体的ニ知ル能ハス

仮令国税ニ軽減スルモ地方税ノ負担ハ逐年増加スル傾向アリテ、国民ノ苦痛ハ毫モ減セサルノ状況ナルヲ以テ、政府ハ相当ノ監督ヲ施シ之ヲ節制セラルルノ必要アリト認ム

租税ノ徴収ニ関シテハ各納期毎ニ市区町村ヲシテ納税者ノ督励ヲ為サシムルト共ニ、臨機稅務署員ヲ派シテ市区町村吏員ヲ補助セシムルノミナラス、一面機會アル毎ニ地方官衙ニ協商シテ國民ニ納稅義務ヲ鼓吹シ、徵稅成績ノ優良ナル市区町村ヲ表彰スル等各般ノ施設ヲ為シタルヲ以テ、各地トモ逐年其ノ成績良好トナリタリ租稅滯納ノ弊ハ從來大ナル市街地ニ甚シクシテ当該市区吏員ノ冷淡ナルニ因ルモノ多シ、依テ特ニ之ヲ督励スルト共ニ振替貯金ノ取扱ヲ勸奨シテ納稅ノ便宜ヲ計リタル為、近時稍其ノ面目ヲ改ムルニ至レリ

完納市区町村ノ表彰ハ各局之ヲ実行セルモ、監督局限り一片ノ表彰狀ヲ交付スルノミニテハ効果多カラサルヲ以テ、其ノ成績特ニ優良ナルモノニ対シテハ大藏大臣ヨリ表彰スルカ、又ハ金品ヲ付与スルノ途ヲ開カレムコトヲ希望ス

(主稅局長ノ演述) 租稅負擔ノ狀況ニ付テ予期セシ如キ答申ヲ得サリシハ極メテ遺憾トスル所ナルヲ以テ、今後尙相當ノ調査ヲ遂ケ置カレムコトヲ望ム

由來稅務執行ノ当局者ハ常ニ國民負擔ノ實況ヲ察シ適當ノ施為ヲ採ラサルヘカラス、故ニ地方經濟ノ狀況ヲ調査スルハ勿論、個人ノ職業貧富等ニ依リ其ノ收益ノ消長及租稅負擔ノ輕重ヲ精査シ置キ諸種ノ參考ニ供セラレムコトヲ要ス

租稅ノ徴収ニ関シテハ各般ノ施設ニ依リ漸次良好ノ成績ヲ呈スルハ喜フヘキ現象ニシテ、殊ニ大坂、仙台、名古屋各市ノ如キ從來滯納ノ弊最モ甚シク、之カ矯正ハ一時絶望ノ觀アリタルニ拘ラス、今ヤ其ノ面目ヲ改メムトスルニ至リタルハ、全ク当該局ノ施設計畫其ノ宜シキヲ得タル結果ニ外ナラス、故ニ之ヲ各地ニ施シテ爾今一層ノ奮勵ヲ望ム

成績良好ナル市区町村ニ対シ表彰狀ヲ交付スルハ大ニ可ナリト雖、若シ之ヲ濫發スルトキハ其ノ効果著シク減

殺セラルヘキカ故ニ、之カ交付ハ宜シク慎重ノ態度ヲ採リ、其ノ成蹟特ニ優秀ナリト認ムル或ル僅少ノ市区町村ヲ限り、尚其ノ成蹟ノ詮衡ニ当リテモ単ニ国税ノミニ付テ勘案スルコトナク、広ク地方税及公課ノ納入状況ヲモ之ヲ参酌セムコトヲ要ス

今回地租徴収ニ関スル市町村交付金ノ制設ケラレタルニ付テハ、成ルヘク之ヲ租税ノ徴収上ニ使用セシメ、以テ其ノ成蹟ノ改進ヲ期セサルヘカラス、此ノ点ニ関シテハ別ニ内務当局者ト協議スル所アルヘキモ、尚各局ノ市区町村督励上ニ於テ注意アラムコトヲ望ム

第十五 延滞金徴収ノ条件及手續別紙ノ通制定セムトス、之ニ関スル意見如何

(別紙)

国税徴収法施行規則中改正勅令案

国税徴収法施行規則中左ノ通改正ス

第十一条ノ二 国税徴収法第九条ニ依リ延滞金ヲ徴収スルハ、左記各号ニ該当スル場合ニ限ル

一 税金額十円以上ナルトキ

二 督促状ノ指定期限七日以上ナル場合ニ於テ、其ノ期限内ニ税金ヲ完納セサルトキ

三 当該納期限前一年以内ニ於ケル納期限ノ国税徴収ニ付督促状ヲ受ケタル者ニ係ルモノナルトキ

四 公示送達ノ方法ニ依リ納税ノ告知又ハ督促ヲ受ケタルモノニ非サルトキ

前項ノ延滞金ハ税金額百円ニ付一日四銭ノ割合ヲ以テ、納期限ノ翌日ヨリ税金ノ完納又ハ財産ノ差押ノ日迄ノ日数ニ依リ之ヲ計算ス

前項ニ依ル計算金額十銭未満ナルトキハ之ヲ徴収セス



第十二条、第十七条及第二十九条中「督促手数料」ヲ「督促手数料、延滞金」ニ改ム

第十六条中「差押調書二通ヲ作り」ヲ「差押調書ヲ作り立会人アルトキハ」ニ、「二通ハ」ヲ「謄本ヲ」ニ改ム

附 則

本令ハ明治四十四年法律第三十七号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

延滞金徴収手續

延滞金ハ督促手数料ト異ナリ其ノ金額不確定ナルヲ以テ、督促手数料ノ如ク督促状ニ其ノ金額ヲ掲ケ納付書ヲ添ヘ  
発付スルコトヲ得ス、從テ滞納税金及督促手数料ヲ金庫ニ納付セシムル場合ハ、金庫ヨリ其ノ税金及手数料等ヲ領  
収シタル通知ヲ受ケタル後ニアラサレハ延滞金ハ徴収スルコトヲ得サルニ至ルヘシ、斯クテハ稅務署ニ於ケル延滞  
金ノ徴収上多大ノ手数ヲ要スルノミナラス、納稅者ノ手数ヲ増スニ至ルヘキヲ以テ、税金手数料等ト同時ニ徴収ス  
ル方法ヲ採ラサルヘカラス、其ノ最良ノ方法ト認ムヘキハ滞納者ニ對シ延滞金ヲ徴収スル場合ハ、金庫ニ納付ヲ命  
セスシテ稅務署ニ納付ヲ命スルコトトナシ、而シテ督促状ヲ發付スルニ當リ勅令ニ定ムル条件ヲ具備スルモノニ對  
シテハ、延滞金ヲ徴収スルコトアルヘキ旨ヲ付記シ、稅務署ニ於テ其ノ滞納税金及手数料ヲ領収スル場合ニ延滞金  
ヲ計算シ、税金及手数料ト同時ニ徴収スルニ在リ（取稅官吏差押ノ為出張ノ際領収スル場合モ亦同ク、税金及手数料ト同時ニ徴収ノ手續ヲ為スモノトス）、以上ノ方法ニ依ル施行細  
則ノ改正案左記ノ如シ

尚、右ノ方法ニ依リ延滞金ヲ徴収スルニ付テハ、先ツ其ノ徴収スヘキ条件ノ具備スルヤ否ヤ、特ニ一年以内ニ督促  
ヲ受ケタル者ナリヤ否ヤノ調査上、滞納者ノ多数ナル稅務署ニ在リテハ繁雜ナル手数ヲ要スヘク、之力為ニハ予メ  
滞納者名簿ノ如キモノヲ調製セサルヘカラサルニ至ルヘシト雖モ、是等ハ各局署ノ適宜ニ任スルヲ可トスヘキヲ以  
テ、別ニ規定ヲ設クルノ必要ナキモノト認ム

国税徴収法施行細則中改正案

明治三十年大蔵省令第十号 国税徴収法施行細則中左ノ通改正ス

第六条ノ一 税金納付ノ督促ヲ為ストキハ、稅務署長ハ第六号書式ノ督促状ヲ発スヘシ

前項ノ督促ヲ為ス場合ニ於テ、延滞金ヲ徴収スヘキモノハ督促状ニ其ノ旨ヲ記入スヘシ

第六条ノ二 前条ノ督促状ヲ発スル場合ニ於テ、金庫ニ納付セシムルモノニ付テハ第七号書式第八号書式ノ納付書ヲ添付スヘシ

但シ、收稅官吏ノ納稅告知書ヲ發シタル税金ニ係ルトキハ、第七号書式ノ納付書ヲ添付スルヲ要セス

第六条ノ三 納稅人督促ヲ受ケ税金、督促手数料及延滞金ヲ收稅官吏ニ納付スヘキトキハ納稅告知書ヲ添付シ、税金及督促手数料ヲ金庫ニ納付スヘキトキハ納稅告知書及納付書ヲ添付スヘシ、但シ金庫ニ納付スヘキ場合ニ於テ市町村ノ徴収スヘキ国税ニ係ルトキハ納稅告知書ヲ添付スルヲ要セス

第六条ノ四 督促状ニ記載スヘキ納付場所ヲ稅務署ト指定シタル場合ニ於テ、市町村ノ徴収スヘキ国税ニ係ルトキハ收稅官吏ハ市町村ノ發シタル納稅告知書ヲ以テ税金ヲ領収スルコトヲ得

第七条中「税金及督促手数料」ヲ「税金、督促手数料、延滞金及」ニ改ム

第一号様式、第三号様式、第八号様式ノ備考中及第九号書式、第十二号書式中「督促手数料」ノ下ニ「延滞金」ヲ加フ、第六号書式ニ左ノ備考ヲ加フ

備考

一 延滞金ヲ徴収スヘキモノニ付テハ、本文ノ次ニ左ノ一項ヲ記入スヘシ

「前項ノ指定期限ヲ經過シタルトキハ、納期限ノ翌日ヨリ税金ノ完納又ハ財産ノ差押ノ日迄、税金額百円

二付一日四銭ノ割合ニ依ル延滞金ヲ徴収スヘシ」

附 則

本令ハ明治四十四年勅令第 号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(答申ノ要領) 本問延滞金徴収ノ条件ニ関シ、納税額十円ノ制限ハ税金分納ノ如何ニ依リ尚低下スルノ必要アリ、督促状指定期限ノ七日ハ長期ニ失シ、当該納期前一年以内ニ於ケル滞納者ノ調査ハ困難ナリト云ヒ、又延滞金ノ割合四銭ハ甚タ低キニ失セリト云フカ如キ、異論百出シテ帰一スル所ナシ、遂ニ特別委員ノ調査ニ付スルコトトシ、二回其ノ委員ヲ代ヘテ審議ヲ遂ケ漸ク左ノ二案ヲ得タリ

(第一案)

国税徴収法施行規則中改正勅令案

国税徴収法施行規則中左ノ通改正ス

第十一条ノ二 前条ニ依リ督促ヲ為シタル場合ニ於テハ、税金額十円迄毎二日五厘ノ割合ヲ以テ、納期限ノ翌

日ヨリ税金ノ完納又ハ財産ノ差押ノ日迄ノ日数ニ依リ延滞金ヲ徴収ス

左記各号ノ一二該当スル場合ニ於テハ延滞金ヲ免除スルコトヲ得

- 一 督促状指定期限内ニ税金及督促手数料ヲ完納シタルトキ
- 二 納税告知書一通ノ税金額十円未滿ナルトキ
- 三 納税者ノ住所若ハ居所カ帝国内ニアラサル為、又ハ其ノ住所居所共ニ不明ナル為、公示送達ノ方法ニ依リ納税ノ告知又ハ督促ヲ為シタルトキ

四 前項ニ依リ計算シタル金額カ十銭未満ナルトキ

五 滞納ノ原因カ酌量スヘキ情状アルトキ

第十二条、第十七条及第二十九条中「督促手数料」ヲ「督促手数料、延滞金」ニ改ム

第十六条中「差押調書二通ヲ作り」ヲ「差押調書ヲ作り立会人アルトキハ」ニ、「一通ハ」ヲ「謄本ヲ」ニ改ム

附 則

本令ハ明治四十四年法律第三十七号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内 訓 案

左記各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ延滞金ノ徴収ヲ免除スヘシ

一 督促状指定期限内ニ税金及督促手数料ヲ完納シタルトキ

二 当該納期直前ニ於テ連続シテ二回以上ノ督促ヲ為シタルモノニアラサルトキ

三 税金額十円未満又ハ延滞金十銭未満ナルトキ、但シ当該納期直前ニ於テ連続シテ三回以上ノ督促ヲ為シ、

滞納矯正上必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

四 不動産ヲ売却スルニ非サレハ納税ノ資力ナシト認ムルトキ

五 其ノ他税務監督局長ニ於テ酌量スヘキ情状アリト認メタルトキ

延滞金徴収ノ手続

原案ヲ是認ス

国税徴収法施行細則

改正案中左ノ通修正ス

第六條ノ一第二項ヲ削除ス

第六條書式中督促手数料ノ次ヲ左ノ如ク改ム

一 納期限ノ翌日ヨリ税金額十円迄毎二一日五厘ノ割合ニ依ル金額 延滞金

右何日限何稅務署ヘ納付スヘシ、但シ同日迄ニ税金及督促手数料ヲ納付シタルトキハ延滞金ヲ免除ス

前項ノ期限ヲ過キ完納セサルトキハ直ニ財産差押ノ処分ヲ為スヘシ

年 月 日

稅務署長

官 氏 名 印

(第二案)

國稅徵收法施行規則中改正勅令案

國稅徵收法施行規則中左ノ通改正ス

第十一條ノ二 前條ニ依リ督促ヲ為シタルトキハ、税金額十円ニ付金十銭ノ割合ヲ以テ延滞金ヲ徵收ス

左記各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ延滞金ヲ免除ス

一 督促狀指定期限内ニ税金及督促手数料ヲ完納シタルトキ

二 納稅者ノ住所若ハ居所カ帝國內ニアラサル為、又ハ其ノ住所居所共ニ不明ナル為、公示送達ノ方法ニ依リ

納稅ノ告知又ハ督促ヲ為シタルトキ

三 納稅告知書一通ノ税金十円未滿ナルトキ

四 天災其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ滞納シタルトキ

五 同一稅務署所管內ニ於テ同一稅目ノ直前納期ニ於テ督促ヲ受ケタルモノニアラサルトキ

六 納期ヲ繰上ケ徴収ヲ為シタルトキ

第十二条以下第一案ニ同シ

(延滞金徴収ノ手續ハ現行ノ督促手数料ノ取扱ニ準シ金庫ニ於テモ納付セシムルコト)

右二案ハ各賛成者相半ハシ、尚第二案ニ在リテモ其ノ第十一条ノ二第二項第一号ノ削除ヲ主張スルモノアリテ意見一致セス、結局其ノ取捨選択ヲ主税局ニ一任スルコトトナレリ

第十六 滞納処分ニ関スル監督状況如何

(答申ノ要領) 滞納処分ニ関スル取扱規程ハ之ヲ嚴密ニ制定シ、之カ實際ノ監督ニ付テモ隨時局員ヲ派シ処分執行ノ事蹟ニ就テ事後ノ監督ヲ為スト共ニ、執行ノ現場ニ臨ミ指導セシムルノ方法ヲ採レリト雖、稅務署長ハ他ノ事務繁劇ノ為自ラ其ノ執行ノ任ニ当ル能ハサル事情アルノミナラス、其ノ監督亦充分ナル能ハス、兎角取扱規程ノ実行意ノ如クナラサルヲ憾トセリ、今後一層ノ監督ヲ加ヘ規程ノ勵行ヲ企図スヘシ

(主税局長ノ演述) 滞納処分ニ関スル監督規程如何ニ完備スルモ、其ノ実行之ニ伴ハサルトキハ不可ナリ、近來執行吏員ノ不正行為又ハ不当処分増加ノ状ヲ見ルハ頗ル遺憾トスル所ナルヲ以テ、内外トモ一層嚴密ナル監督ヲ施シ、尚從來屢次ノ内訓通牒ノ如ク、滞納処分ヲ以テ稅務署長本然ノ事務トシ、徒ニ下僚ニ一任スルコトナキヲ望ム

第十七 賦課事務ト徴収事務トノ間ニ連絡ヲ欠クコトナキヤ、實際ノ状況如何

(答申ノ要領) 從來賦課事務ト徴収事務トノ連絡ヲ図ル為、伝告簿又ハ通知手帖等ノ様式ヲ定メテ互ニ知得シタル事項ノ通報ヲ為サシムルノ規程ヲ設ケ、相互事務ノ執行ニ便ナラシメムコトニ努力セリト雖、其ノ実行未タ充

分ナラスシテ、為ニ兩事務ノ進捗ヲ阻害スルコト尠カラス、今後一層ノ勵行ヲ期スヘシ

第十八 各局ニ対スル經費ノ配賦方法ニ関シ意見アラハ開申セラレムコトヲ望ム

(答申ノ要領) 主税局ヨリ別ニ提出シタル四十四年度内国税徴収費配賦額算出標準表ニ付、判任官ノ定員ニ於テ各局間權衡ヲ失セル嫌アルヲ以テ適実ノ改訂ヲ望ミ、營業稅及所得稅ノ調査旅費ノ算出標準タル納稅人員ハ、稅務署所在地ニ係ルモノハ相当ノ斟酌ヲ要スヘク、雜給雜費ノ雇員給ハ特ニ不足ヲ感スルニ付増額ノ必要アリト云フノ外格別ノ意見ナシ

第十九 決算ノ批難事項ヲ減少セシムルコトニ関スル監督方法如何

(答申ノ要領) 決算批難ノ多クハ營業稅、所得稅及相續稅ノ賦課方法ニ関シ、畢竟取扱者ニ法律上ノ素養之シキト、其ノ取扱方ノ粗漏ナルニ因ル、故ニ此等ニ付予メ注意ヲ与フルト共ニ、一面常ニ事後ノ監査ヲ嚴ニシ、其ノ更正シ得ヘキ誤謬ハ速ニ之ヲ訂正セシムルノ方法ヲ探ルノ外ナク、現ニ之ヲ実行シツツアルモ將來尚一層ノ注意ヲ為スヘシ

(主税局長ノ演述) 租稅ノ賦課徴収ニ関スル會計検査院ノ批難事項ハ逐年増加ノ傾向アリ、特ニ四十一年度ノ決算

ニ於テハ単ニ法令ノ誤解又ハ取扱ノ粗漏ニ因ルニアラスシテ、取扱者力納稅者ノ請託ヲ容レテ脫稅セシメタルカ如キ、稅務官吏ノ不正行為ニ基クモノ五件ノ多キヲ示セルハ頗ル遺憾ナリ、故ニ取扱者ヲシテ法令ノ研究ト事務ノ練熟ヲ為サシメ、以テ賦課ノ正確ヲ期スヘキハ勿論、事前事後ノ監督ヲ嚴ニシ、尚會計検査院ノ審理書ニ対スル答弁ヲ為スニ当リテハ特ニ慎重ノ注意ヲ加ヘ、累ヲ後日ニ貽ササラムコトヲ望ム

第二十 稅務官吏ノ言動動作ニ関スル平素ノ訓練及監督ノ狀況及將來ノ改善方法如何

(答申ノ要領) 吏員ノ選任ヲ慎重ニスル為其ノ採用ニ当リテハ先任者ニ於テ之ヲ保証セシムルノ外、服務其ノ他ニ

関スル誓約ヲ為サシメ、一般ノ吏員ニ付テハ予メ印刷ニ付シタル服務綱要ヲ交付シテ常ニ之ヲ携帯セシメ、尚局長監督官等出張ノ際ハ精神修養ニ関スル講話ヲ為シテ各員ノ奮發ヲ促シ、予テ別ニ身分性行秘録ヲ備ヘテ各員ノ短所ニ付臨機戒飭ヲ怠ラサル等、各般ノ手段ニ依リ人格ノ修養、品性ノ陶冶ヲ計リ、特ニ吏員ノ言語動作ヲ慎重ナラシムルコトニ付テハ、常ニ訓告ヲ為スノミナラス臨時監督員ヲ職務執行ノ現場ニ同行セシメ其ノ監督ヲ行ヒツ、アリ

(主税局長ノ演述) 各局税務官吏ノ服務監督規程ハ遺漏ナク平素ノ監督方法亦十全セリト雖、各員ノ実践躬行ハ極メテ至難ノコトナルヲ以テ、常時ノ訓練、精神ノ修養ヲ計ルコト最モ必要ナルト共ニ嚴密ナル監督ヲ施シ、以テ其ノ賞罰ヲ明ニセサルヘカラス

若シ夫レ税務官吏ノ言動ニ付テハ多年ノ訓練ヲ経テ今ヤ敢テ粗暴ニ渉ルコトナカルヘシト雖、元來税務ノ執行ハ人民ノ喜ハサル所ナルヲ以テ、苟モ税務官吏ノ言動ニシテ批難スヘキ点アラシカ、忽チ人民ノ反感ヲ買ヒ到底物論ヲ免ルル能ハス、特ニ注意アラムコトヲ望ム

税務署長ニシテ往々自ら部下ノ監督ヲ忽緒ニシ、又其ノ管内ノ概況スラ之ヲ知得セサルモノアリト聞ク、斯クノ如キハ甚タ迂遠ノ誹ヲ免ルル能ハサルノミナラス、署長トシテノ資格ナキモノト謂ハサルヘカラス、税務署長執務ノ監督ニ付テハ爾今一層ノ注意ヲ望ム

第二十一 輸入大豆ヲ使用シテ肥料ヲ製造スル場合ニ輸入税ノ払戻ヲ受ケムトスルニハ、一箇年輸入大豆ノ使用見込高三十萬斤以上ノ製造者ニ非サレハ製造認許ヲ与ヘサル規定ナルカ、右使用見込高ヲ拡張スルノ要ナキヤ、又菓子、胡麻子、荳胡麻子、亜麻子、苺麻子、大麻子等ヲ輸入シ肥料ヲ製造スル場合ニ同様ノ認許ヲ与フルトセハ、原料使用見込高ヲ何斤ト定ムルヲ適當ナリトスルヤ



(答申ノ要領) 本問前段ノ制限ニ付テハ大凡五十万斤以上トスルヲ可トシ、後段私戻種目ノ拡張ニ関シテハ現在既  
ニ人員ト経費トノ充分ナル能ハサルヲ以テ、其ノ取締上遺憾ノ点ナシトセス、依テ新ニ相当ノ人員及経費ヲ増  
配セラルルナラハ、之カ拡張ヲ実行セラルルモ可ナリ、而シテ其ノ原料使用見込高ハ大豆ト同シク五十万斤以  
上ニ定ムルヲ適當ト信ス

協議事項 [省略]

(昭44 関信 7-4)

92 明治44年4月 直税関係取扱件数報告

四十四年四月廿日立案

直第五七二号

主任㊟

署長㊟

直税課長

課員 ㊟㊟㊟

直税ニ関スル取扱件数取調報告ノ件

案

年 月 日

署名

局宛

直第八五七号ニ対スル報告

一 左記事項ニ関シ取扱タル筆数

(イ)	年期明地価設定修正並ニ地目地類変換地地価修正	四、〇六三筆
(ロ)	有租地成地目反別誤謬	三六筆
(ハ)	荒地低価地ノ復旧	七五同
(ニ)	諸年期付与(荒地ヲ除ク)	六同
(ホ)	地目地類変換届、開墾届	九六三同
(ヘ)	官地成免租地成	四八七同
(ト)	荒地免租年期	六同
(チ)	地目地類変換地ノ取消	六三同
(リ)	分合筆(分筆ハ新筆合筆ハ元筆ヲ掲クルモノトス)	一、七五一同
(ヌ)	開墾廃止、地図訂正、住所氏名訂正	二四四同
(ル)	登記所へ異動通知シタルモノ	七、四五〇同
(レ)	市町村へ異動通知シタルモノ	七、六九五同
(ワ)	土地台帳謄本ヲ下付シタルモノ	六、七四六同
(カ)	土地証明書ヲ下付シタルモノ	六〇同
(コ)	登記所ヨリ登記済通知ヲ受ケタルモノ	一〇、八〇一同
二	市町村地価地租報告件数	二〇六件
三	土地台帳登録税納税人員	九二人
四	土地検査延日数	一四二日

五	第一種所得決定ヲ為シタル件数 <small>(無所得共)</small>	三〇件
六	第三種所得決定ヲ為シタル人員	九五〇人
	(イ) 俸給給料等ノミニ依ル所得決定	
	(ロ) 其他ノ所得決定	三、八〇八人
七	所得税調査ノ為メ庁下外ニ出張シタル延日数	二八七日
八	所得税法第四十一条ニ依リ更訂ヲ為シタル人員	二〇人
九	所得税納税者異動人員	二九七人
十	所得税誤謬訂正若クハ審査請求人員	一三七人
十一	營業税納税人員	二、四五二人
十二	營業税課税標準算定ヲ為シタル人員	一八四人
十三	營業税課税標準調査ノ為メ庁下外ニ出張シタル延日数	三三六日
十四	營業税法第三十一条ニ依リ改算ヲ為シタル人員	一一
十五	營業税納税者異動人員 <small>(離業トモ)</small>	二三六人
十六	營業税誤謬訂正若クハ審査請求人員	五人
十七	通行税納付 <small>(徴収者)</small> 人員	二人
十八	相続税法第十二条戸籍吏ノ報告人員	二、二一七人
十九	相続税課税価格決定ト為シタル人員	五六人
二十	相続税調査ノ為メ庁下外ニ出張シタル延日数	五九日
二十一	鉦業権ヲ有スル鉦区数	一一九件

二十二 鉦区異動取扱件数

四三件

二十三 直税事務ニ関シ收受シタル文書ノ件数

(同一件名ニシテ数ヶ所ヨリ收受セシモノハ数件トスルコト)

三二、〇八八件

二十四 直税事務ニ関シ發送シタル文書ノ件数

(同一件名ニシテ数ヶ所ニ發送スルモノハ数件トスルコト)

三五、二九一件

二十五 直税用務ノ為庁下出張延日数

(土地検査ヲ除ク)

一二二日

直第八五七号

明治四十四年四月十一日

熊本稅務監督局 ㊟

稅務署

左ノ区分ニ從ヒ明治四十三年分取扱実績精確ニ調査ノ上、本書到達拾日以内ニ報告セラルヘシ

一 左記事項ニ関シ取扱ヒタル筆数

〔項目は省略〕

(昭59 福岡 1)

93 明治44年12月 密造取締功勞警察官に謝金支出の件

秘第三三八号

明治四十四年十二月九日

仙台稅務監督局印

稅務署

謝金支出ニ関スル件

酒類密造犯取締ニ関シ功勞アリタル警察官ニ謝金ヲ贈与スルノ件ニ関シ、宮城県警察部長ト別紙ノ通照覆致候條、御了相成度  
右内牒候也

秘第三三四号

明治四十四年十二月六日

仙台稅務監督局長

宮城県警察部長殿

謝金支出ニ関スル件

宮城県下ニ於ケル酒類密造犯取締ニ関シテハ從來多大ノ御援助ヲ得、為ニ年次矯正上ノ効果ヲ顯ハシ来リタルハ、地方ノ為メ甚タ喜ブヘキ現象ニ有之候、右ニ関シ前年度マテ貴部下適任者ニ対シ、酒類取引狀況取調方ヲ囑託シ、夫々謝金ヲ支出シ来リ候處、本件ハ昨日来局員ヲ以テ再応御交渉及置候通、御差支ナキ限リ将来左記方法ニ変更致度見込ニ有之候條、御異見モ無之候ハ、貴管下各警察署長ヘモ御内牒煩シ置キ度

右特ニ御照会ニ及候也

記

- 一 警察官ノ酒類密造取締ニ関スル功勞ハ、稅務署長ヲシテ各警察署長ニ協議調査シ本局ニ内申セシム、但警察署長ノ分ハ稅務署長ヨリ直接具申セシム
- 二 本局ニ於テハ全般ノ報告ヲ取纏メ詳查シ、別ニ定メタル一定ノ標準率ニ照ラシ最モ公平ニ贈与額ヲ決定ス
- 三 別項決定金額ハ金券及書面ヲ添ヒ貴官ヲ經テ各本人ニ交付ス

以上

保秘発第一二三九号

明治四十四年十二月七日

宮城県警察部長

仙台稅務監督局長宛

酒類密造犯取締ニ関スル功勞者御取扱方ニ関シ、昨六日秘第三三四号付御内牒ノ趣了承、右御提案ニ対シ別ニ異存無之、尚警察署長ニ対シテハ其旨内示致置候間、御了承有之度  
及回答候也

追テ、第三項ノ金券及御書面ハ、所轄稅務署長ヲ經テ当該警察官署長ニ御回送ノコト、シ、其金額及氏名丈御通報ヲ領度、此段申添候

秘第三三七号

明治四十四年十二月八日

宮城県警察部長宛

仙台稅務監督局長

謝金支出方ニ関スル件

酒類密造犯取締ニ関スル功勞者取扱方ニ関シ、本月七日付保秘發第二三三九号御回答ノ趣了承、追書ノ事項ニ就テハ御意見ノ通可致候条、御了知相成度右及御通知候也

(平 12 仙台 722)

94 明治44年12月 稅法改廢意見提出の件

経庶第八九四号

明治四十四年十二月十三日

熊本稅務監督局

稅務署長殿

調査上必要有之候ニ付、左記事項ニ関スル意見詳細ニ且ツ具体的ニ記述シ、来ル一月十五日迄提出セラルヘシ  
追テ、右意見ハ国税、地方税別トシ、更ニ各項毎ニ別紙ニ記載セラル、コト

- 一 現行税制中根本ノ組織其宜ヲ得サルモノアリヤ
- 二 現行税制中負担ノ權衡ヲ失スルモノナキヤ
- 三 現行税制中徵稅ノ簡便ヲ欠クモノナキヤ
- 四 現行税制中条文ノ不備ナルモノ存セサルヤ
- 五 其他改善ヲ要スル事項如何
- 六 新稅ノ創設ヲ要スヘキモノアラハ之カ組織如何

經庶第九一〇号

明治四十四年十二月廿三日

熊本稅務監督局

稅務署長殿

本月十三日付經庶第八九四号稅法改廢ノ件ト相牽連シテ、稅務執行上繁文ヲ除キ事務ヲ簡捷ニスル方法ニ付テモ、右  
同様一月十五日迄ニ提出セラルヘシ

追テ、右意見ノ結果法令ノ改廢ヲ要スルモノアルトキハ、夫々指示詳述セラルヘキコト



一 現行税制中根本ノ組織其宜ヲ得サルモノアリヤ

營業稅

現行營業稅法ハ主トシテ総收入ヲ基礎トスルカ故ニ、負担ノ權衡ヲ失スルコト大ナルモノアレハ之ガ組織ヲ變更スルコト、即チ総收入稅ヲ收益稅ニ變更スルニアリ

二 現行税制中負担ノ權衡ヲ失スルモノナキヤ

營業稅

イ 物品販賣業中、石油、肥料、ビールノ如キ薄利ナルモノト、呉服、西洋雜貨、売藥ノ如キ厚利ナルモノアルニ、等シク売揚高ニヨリ均一ノ課稅ヲナスハ、負担ノ權衡ヲ失スルモノナルヲ以テ、売上金ニ對シ利純ノ異ナル毎ニ之ヲ定ムルコトニ改定シ度

ロ 問屋業ノ如キハ卸売業ト殆ト庭逕ナキ性質ノモノナルニ拘ラス、前者ニハ建物賃貸價格ヲ課稅ノ標準トセス、卸売業（物品販賣業）ハ之ヲ課稅ノ標準トセルハ頗ル不權衡ノ感アリ、仍テ問屋業ハ勿論、仲立業、信託業、周旋業ニモ建物賃貸價格ヲ課稅ノ標準ニ加ヘ度

ハ 旅人宿業、料理店業ハ単ニ雇人員ノ數ノミヲ以テ課稅ノ資格ヲ限定スルカ故ニ、家族多數（他人ヲ養女ノ名義ノ許ニ家族トナス者モ亦タ少カラス）ニシテ、雇人ヲ使用セサルモノト權衡ヲ失スルヲ以テ、右ハ単ニ從業者ト改定シ度

ニ 請負業ノ内、穀物搗碎業ノ請負金、洗濯業者ノ同上ノ如キハ、土木建築受負業、其他ト頗ル權衡ヲ失スルカ故ニ改定シ度

## 所得稅

所得稅ハ法人ト個人トニヨリ負担ノ權衡ヲ失スル頗ル大ナルノ感アリ、仍テ法人ニ對シテハ現行法上ノ高率（少クトモ合資、合名若クハ株主及社員ノ數二十一人未滿ヲ以テ組織シタル株式會社、又ハ株式合資會社ニ對シ）ニ改定シ度

四<sup>[14]</sup> 現行稅制中条文ノ不備ナルモノ存セサルヤ

## 所得稅

イ 所得稅法中、收稅官吏ニ帳簿檢査ノ權能ナキヲ以テ、殊ニ法人所得及銀行會社員ノ俸給等、虛偽ノ申立ヲナスモノアルモ之カ調査ヲ遂行シ難キ場合多ク、現況ヲ以テ推移セハ税金逋脱ノ目的ヲ以テ設立スル法人ハ益々増加スルヤ必セリ、仍テ營業稅法同様收稅官吏帳簿、物件檢査ノ規定ヲ挿入スルコトニ致度

ロ 三十七年法律第十二号第三条ニ、市町村ハ前項ノ期日ヲ過キ報告セサルトキハ、收稅官吏ハ其納額ヲ調査査定スルコトヲ得ルノ規定ヲ追加シ度、何トナレハ從來市町村ノ報告ハ甚タシク遲延シ、時ニ納期ノ終了ニ及フコトアリ、國稅徵收法施行規則第二条ノ通知ヲ為ス能ハサルニ至ル而已ナラス、徵稅上種々ノ不都合ヲ生スル虞レアレハナリ

## 五 其他改善ヲ要スル事項如何

近時營業者ハ税金逋脱ノ目的ヲ以テ帳簿ニ虛偽ノ記載ヲナシ、收稅官吏之レカ調査ニ手數ヲ要スル、殆ト其繁ニ堪エサル而已ナラス、此弊ハ年々歳々増加ノ趨勢アルハ、畢竟制裁ノ輕微ナルニ基因スルモノト認ムルヲ以テ、營業稅法第三十四条ノ制裁ハ之ヲ少ク共百円以下ニ改定シ度

所得稅法中ニモ前同様ノ規定ヲ挿入シ度

六 新税ノ創設ヲ要スルモノアラハ之カ組織如何

イ 医師、弁護士ヲ營業ト見做シ、收入及從業者ヲ課税ノ標準トシ營業税ヲ課シ度

ロ 屠場業者(屠場ヲ賃貸スル者)ニハ報價金額、從業者數ヲ、湯屋、玉突、理髮業、貸座敷ニハ建物賃貸價格及從業者數ヲ、孰レモ課税ノ標準トシ營業税ヲ課シ度

ハ 貸家業者ニハ資本金額、從業者數ヲ標準トシ營業税ヲ課シ度

ニ 登録税法第五条中左ノ一項ヲ加へ度

十二 土地ノ分筆地価 千分ノ十

理由ハ登録税ハ或ル特種ノ事務ヲナス為ニ賦課スル負担ナルヲ以テ、既定ノ課税事項ト負担ノ權衡ヲ得セシムル為ニ由ル、而シテ其税額モ何等ノ經費ヲ要セスシテ、年々相応ノ收入アリト認ムルニ由ル

以上、国税

一 飲料用ノ醋酸ヲ嚴禁シ醬油税則ノ例ニ倣ヒ酢醪ニ造石税ヲ課スルコト

(但、造石税ハ一石ニ付貳円以下トスルコト)

二 酒造税法第十三条ニ酒造年度見込石數一石ニ付四円ノ割合トアルヲ拾円ト改正シタシ

(本条ハ造石税十二円ノ際ニ制定セラレタルモノニシテ、今日貳拾円ノ造石税トナリシ場合ハ増加ノ必要ヲ認ム)

三 自家用醬油製造税ハ二期ニ分チ徴收スルモ、何レカ一期ニ於テ徴收スルコトニ改正シタシ

(第一種ノ如キハ全期分僅カニ五十錢ニシテ、之ヲ一期ニ於テ徴收スルモ納税者ニ於テ左程ノ苦痛ヲ認メサル

モノ、如シ、僅カノ税金ヲ二期ニ徴收スルハ徒ラニ手数料費用トヲ要シ、納税者ニ於テモ却テ面倒見慮<sup>シマヤ</sup>モ保シ難シ、二種以下石以上ノ諸味ヲ製造スルモノニアツテハ、第一種ノ納税者ヨリ寧ロ容易ニ納税シ得ルナラシ、尤モ納期ハ国県町村税ノ尤モ閑ナル月ヲ見計之ヲ定ムルコト

(昭59 福岡 1)